

令和3年7月21日

地域における企業の事業継続に関するアンケート業務に係る質問と回答

| | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none">・送付先データは、貴県が取得する事業所母集団データベース（総務省統計局）を活用する認識でよいでしょうか。・仕様書4（2）「調査対象企業」はどのような項目を、どのような形式でご提供いただけますでしょうか。 | 事業所母集団データベース（総務省統計局）を活用し、調査票発送に必要な情報（郵便番号、住所、企業（事業所）名）を、エクセル形式の一覧で提供予定です。 |
| 2 | 仕様書4（3）「調査方法」の「固有の番号」は調査票の右上に記載する任意の6桁の番号、という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。なお、番号の桁数に指定はありませんが、提供する調査対象企業のリストの順に番号を付してください。 |
| 3 | 調査票の印刷は両面白黒でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 4 | 調査票のデータは Excel データでしょうか。 | Word データで作成しています。 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none">・調査票発送にあたって、クロネコ DM 便やゆうメールの活用は可能でしょうか。・調査票の発送方法に指定はありますでしょうか。 | 発送方法に指定はありません。 |
| 6 | 返送封筒に種類の指定はありますでしょうか。 | 指定はありません。 |
| 7 | 返信用封筒に固有番号の印刷は必要でしょうか。 | 不要です。 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none">・チラシのサイズは A4 でしょうか。・提供いただくチラシは A4 サイズでしょうか。 | A4 サイズ 1 枚です。 |
| 9 | 宛名ラベルを作成せず、送付先を往信用封筒に直接印字することは可能でしょうか。 | 往信用封筒の宛名については、いわゆる宛名ラベルのシールではなく、封筒に直接印字することは可能です。 |
| 10 | 電話やメールでの問い合わせ対応は、すべて貴県にて行うと考えてよいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |

| | | |
|----|---|---|
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書4(5)「回収方法」の「回収率35%」は、目標回収率という認識でよろしいでしょうか。この場合、郵送による自然回収を見込んでおりますでしょうか。それとも、郵送による自然回収に加え、フォローコールなどによる督促を実施することも視野に入れておりますでしょうか。 ・回収率35%に満たない場合、督促は必要になりますでしょうか。 ・回答の催促・督促は不要と考えてよいでしょうか。 | <p>目標回収率を35%としています。回答の督促は不要とです。</p> |
| 12 | <p>仕様書3「業務の概要」に、「集計及び報告書の取りまとめを行う」とありますが、ここでいう報告書とは、仕様書6に記載の「①自由記載を除いた入力データ」および「②自由記載の入力データ」を指しており、入力データ以外の報告書は不要という認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みの通りです。</p> |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間成果物は集計データのみ提出でよろしいでしょうか。 ・集計作業については、単純集計および属性別のクロス集計を想定してよいでしょうか。 ・報告書の想定ページ数をご教示ください。 ・報告書は1種類の作成とし、概要版などの作成は不要と考えてよいでしょうか。 ・最終成果物はグラフなどを含んだデータでしょうか。 ・集計及び報告書に関する提出物の記載がありませんが、WordやExcelといったデータファイルのみでよいでしょうか。 | <p>成果物は、仕様書の6に記載しているデータ及び調査票原本を提出してください。</p> <p>また、単純集計・クロス集計などの集計及び調査結果をまとめた報告書の作成は不要です。</p> |
| 14 | <p>入札説明書の15の(5)再委託の禁止にある、委託料の額とは、郵送費、印刷費を含んだ総額との理解で宜しいでしょうか。</p> | <p>お見込みの通りです。本件業務全体の総額の50%を超える場合には再委託を承認しません。</p> <p>なお、郵送費、印刷費は事業実施に必</p> |

| | | |
|--|--|------------------------------|
| | | 要な経費とみなし、再委託の対象となる委託には含めません。 |
|--|--|------------------------------|